

平成31年度教育に関する事務の点検・評価（平成30年度分）の 実施について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「教育事務の点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 実施目的

教育事務の点検・評価を行うにあたっては次の各号に掲げる事項を実施することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。なお、平成29年3月に策定した中野区教育ビジョン（第3次）の点検・評価についても、この教育事務の点検・評価と一体的に実施する。

- (1) 教育に関する事務及び執行状況について、中長期的な視点で点検及び評価を行うこと。
- (2) 教育行政全般にかかる目標の体系に基づく分野、施策及び事業の成果、効率性及び必要性について、横断した視点で点検及び評価を行うこと。
- (3) 数値等で表しにくい目標や成果についての点検及び評価を行うこと。
- (4) 点検・評価結果を公表し、透明性のある教育行政を実現し、説明責任を果たしていくこと。
- (5) 点検・評価結果を目標設定並びに実施事業の見直し及び改善に活用することにより、マネジメントサイクル（計画－実施－確認（評価））を確立すること。

2 実施方法

中野区行政評価に併せて、教育委員会独自に中野区教育ビジョン（第3次）に掲げる成果指標及び取組内容の進捗状況に係る評価票を作成することによって実施する。

3 外部評価委員会の設置

教育に関し、学識経験を有する者を含む外部評価委員会を設置し意見を聴取する。

4 重点項目

外部評価委員会では、中野区教育ビジョン（第3次）を基に、評価対象年度における重点項目を次のとおり設定し、点検・評価を行う。

- 確かな学力の定着（知）
- 豊かな心を育む教育の充実（徳）
- 体力・運動意欲の向上（体）
- 国際理解教育の推進
- いじめ・不登校対策の強化
- 幼児期の特別支援教育の推進
- 特別支援教育への理解促進
- 保幼小中連携教育の推進
- 子どもの安全対策の推進

5 スケジュール

2019年

5月中旬～6月 教育委員会事務局による自己評価

7月下旬～11月 外部評価委員会

12月 点検・評価結果の決定

2020年

3月 議会報告